

八尾市入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び物品・委託役務関係業務等（以下「市発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「財務規則」という。）第100条第2項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）の入札参加停止（別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。以下同じ。）等について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、入札参加停止期間の決定が困難な場合は、八尾市建設工事競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

2 市長が入札参加停止を行ったときは、契約担当者（財務規則第2条第7号に規定する市長又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）は、一般競争入札を実施するに際し、前項の規定による入札参加停止の措置を受けている有資格者（以下「入札参加停止業者」という。）を当該入札に参加させてはならない。入札参加資格の承認（入札ごとに実施するものをいう。以下同じ。）又は指名の通知もまた同様とする。

3 市長が入札参加停止を行ったときは、契約担当者は、入札参加停止業者に対して、入札参加資格の承認、指名又は落札候補者であることの通知をしているときは、これを取り消すものとする。

(下請負人等及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格者である下請負人又は市が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）のあることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を

除く。)について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間。以下本項において同じ。)の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときの当該入札参加停止の始期は、新たに入札参加停止の措置要件に該当すると認定した日とする。

- 3 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間。)は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は36月を越えないものとする。

一 別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後12月を経過するまでの間(入札参加停止の期間中を含む。)に、同種の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第11号から第13号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後36月を経過するまでの間に、それぞれ別表第11号から第13号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 4 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、審査委員会に諮って入札参加停止の期間を当該短期の2分の1(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1)まで短縮することができる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。

- 5 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第3項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、審査委員会に諮って入札参加停止の期間を当該長期の2倍(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍)まで延長することができる。ただし、その期間は36月を越えないものとする。

- 6 市長は、入札参加停止業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査委員会に諮って別表各号及び前各項に定める期間

(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1又は2倍の期間)の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は36月を越えないものとする。

7 市長は、別表第12号に該当する有資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第12号に定める期間の2分の1の期間とする。ただし、次の各号に該当する事実が、入札参加停止期間の2分の1を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

一 公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

二 公正取引委員会の公表又は入札参加停止業者の申出により、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免申請を行い、独占禁止法第7条の2に規定する売上額(課徴金算定の基礎となる売上額)が存在しない理由により独占禁止法第7条の2に規定する課徴金納付命令の対象とならなかった事実が確認できたとき。

三 入札参加停止業者の申出により、独占禁止法第7条の2第3項による課徴金算定率が軽減されている事実が確認できたとき。

(入札参加停止の解除)

第5条 市長は、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の継承)

第6条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

(入札参加停止の通知)

第7条 市長は、第2条第1項又は第3条各項の規定により入札参加停止を行い、第4条第6項又は第7項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は第5条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他契約担当者が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当者は、市の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 八尾市建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成25年10月1日施行）及び八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成25年10月1日施行）は、平成31年3月31日をもって廃止する。
- 3 廃止前の八尾市建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置要領及び八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領の規定による措置は、八尾市入札参加停止要綱による措置とみなす。
- 4 この要綱の規定は、施行日以後の措置から適用し、施行日前の措置による期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に関して、競争入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認書類その他の入札に関する添付資料に虚偽の記載(電子申請による虚偽の入力を含む。)をし、または、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項に規定する施工体制台帳その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>(入札)</p> <p>2 有資格者、役員等(有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者。以下同じ。)又はその使用人等(有資格者が使用する者のうち、役員等以外の全ての者。なお、有資格者との雇用契約の有無は問わない。以下同じ。)が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得又は八尾市オープンカウンタ(公開見積合わせ)参加者の心得に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しなかった場合</p> <p>(4) 落札候補者が正当な理由なく同一年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)に2回落札候補者の資格を失った場合</p> <p>(5) 落札候補者が社会保険等未加入による事後審査失格となった場合</p> <p>(6) 八尾市オープンカウンタ(公開見積合わせ)試行要領等に基づく公開見積合わせにおいて、契約の相手方になったにもかかわらず、契約を履行しなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月</p> <p>1月～12月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>3月</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>3 有資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(2) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月</p> <p>2月</p>

措置要件	期間
<p>(工事成績不良)</p> <p>4 有資格者が、市発注工事に係る工事成績評定及び測量・建設コンサルタント等業務に係る業務成績評定が不良として指摘されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月～6月</p>
<p>(故意又は過失による粗雑な契約の履行等)</p> <p>5 有資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、故意又は過失により粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>6 有資格者が、前号に掲げるもの以外の契約（以下「一般工事等」という。）の履行に当たり、大阪府内において、故意又は過失により粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から4月</p> <p>当該認定をした日から2月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>7 役員等又は使用人等が、市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること若しくは入札すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月</p>
<p>(監督、検査等の妨害)</p> <p>8 役員等又は使用人等が、市発注工事等の監督又は検査の実施、その他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>9 有資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害等を与えた場合</p> <p>イ 死亡者を出したとき。</p> <p>ロ 負傷者を出し、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>イ 死亡者を出したとき。</p> <p>ロ 負傷者を出したとき。</p> <p>10 有資格者が、大阪府内における一般工事等の契約の履行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>当該認定をした日から1月～3月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>11 役員等又は使用人等が、次の(1)又は(2)に掲げる入札に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき等。</p> <p>(1) 市発注工事等</p> <p>イ 役員等</p> <p>ロ 使用人等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>36月</p> <p>24月</p>

措置要件	期間
(2) 市以外の公共機関発注工事等 イ 役員等 ロ 使用人等	12月 6月
(独占禁止法違反行為) 12 有資格者、役員等又は使用人等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当したとき。 (1) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕された場合 イ 市発注工事等 ロ 市以外の公共機関発注工事等 ハ 公共機関以外発注の工事等 (2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、又は違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合 イ 市発注工事等 ロ 市以外の公共機関発注工事等 ハ 公共機関以外発注の工事等	当該認定をした日から 36月 12月 12月 18月 6月 6月
(贈賄) 13 役員等又は使用人等が、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。 (1) 市の職員 イ 役員等 ロ 使用人等 (2) 市以外の公共機関の職員 イ 役員等 ロ 使用人等	当該認定をした日から 36月 24月 12月 6月
(暴力行為等) 14 役員等又はその使用人等が、市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき。	当該認定をした日から12月
(建設業法違反行為) 15 有資格者、役員等又は使用人等が、次の(1)～(4)のいずれかに該当したとき。 (1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合 イ 市発注工事に関するもの	当該認定をした日から 12月

措置要件	期間
ロ 市発注工事以外の工事に関するもの (2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類 についての虚偽記載により、次のイ又はロの処分を受けた場合	6月
イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分	3月
ロ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分	6月
(3) 建設業法に違反し、次のイ又はロの処分を受けた場合((2)の場合 を除く。)又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法 律(平成12年法律第127号)第15条に違反し、イの処分を受けた 場合	
イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分	
(イ) 市発注工事に関するもの	2月
(ロ) 市発注工事以外の工事に関するもの	2月
ロ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分	
(イ) 市発注工事に関するもの	6月
(ロ) 市発注工事以外の工事に関するもの	3月
(4) 建設業法第29条に基づき、次のイ又はロの許可取消処分を受けた 場合	
イ 同条第1項第7号又は第8号に基づく取消処分	6月
ロ イの処分以外の取消処分	3月
(不正又は不誠実な行為)	
16 前各号に掲げる場合のほか、有資格者、役員等又は使用人等が、次の (1)～(5)(ただし、使用人等は(3)を除く。)のいずれかに該当し、市発 注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日 から
(1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき 商号等を公表された場合	1月～3月
(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容 疑により逮捕され、又は起訴された場合	1月～12月
(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容 疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40 年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方と して不相当であると認められる場合	1月～3月
(4) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)の規定に 従わなかった場合	
イ 同条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったと き	3月

措置要件	期間
<p>ロ 同条例第9条第2項の規定に基づく報告を本市にしなかったとき</p> <p>(5) (1)～(4)に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>2月</p> <p>1月～9月</p>
<p>(営業不振)</p> <p>17 有資格者が、不渡手形の発行等により営業不振の状態にあり、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から再建したと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>18 前各号に掲げる場合のほか、有資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月～24月</p>